

フラワーパークかごしま
民間活力導入可能性調査業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

鹿児島県農政部農産園芸課

1 趣旨

この要領は、フラワーパークかごしま民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務」という）において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業 務 名

フラワーパークかごしま民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務目的

フラワーパークかごしまは、県民に花と緑に親しむ憩いの場を提供するとともに、花きの生産と観光の振興に寄与することを目的に平成8年に設置された。

開園当初は年間30万人以上の入園者が訪れていた施設であるが、28年が経過し、近年では10万人前後の入園者数となっており、入園者数の減少が課題となっている。

また、施設の老朽化や、収益性の低下に伴い、施設の維持管理に要する県の財政的負担も大きくなっている現状がある。

こうした状況を踏まえ、民間活力の導入可能性を視野に、施設の賑わい創出や、持続可能な運営（収支の改善）に向けた今後の計画を策定するものである。

(3) 本業務で期待していること

ア 財政負担の軽減

県において実施した施設アセスメントにおいて、「収益・集客改善」を要する施設として位置づけているところであり、入園者の増加や管理運営コストの低減による収益改善が急務であると考えている。

P P P / P F I 手法等を活用し、財政負担の軽減や、持続可能な運営に繋がる事業スキームへ転換をはかりたい。

イ 地域経済（観光・農業）の活性化

入園者数の増加や、新たな民間事業の導入、周辺施設との連携等により、フラワーパークかごしまが地域経済の活性化に寄与することを期待している。

ウ 大規模改修（リニューアル）の実現

施設の大規模改修（リニューアル）を検討している。

今回の調査の経過において、実施の可否や規模を検討することとしたい。

エ 既存建物や余剰地の有効活用

フラワーパークかごしまの広大な敷地（36.5ha）においては、上手く活用できていない建物や余剰地等が存在するため、それらの有効活用に向けた取組を進めたい。

オ 事業の実現性

今回の公募においては、基本計画を策定するまでの調査の手法やプロセスを重視し、事業者の選定を行うこととしたい。（実現性を重視）

(4) 業務内容

別添「フラワーパークかごしま民間活力導入可能性調査業務委託仕様書」）以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(6) 契約上限金額

18,068千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 施設の概要

- (1) 施設名 フラワーパークかごしま
- (2) 所在地 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水1611
- (3) 敷地面積 36.5ha
- (4) その他 別紙「施設概要」のとおり

4 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 平成27年4月1日以降、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者

5 参加条件

応募は1者による単独提案または複数事業者による共同提案とする。

なお、共同提案の場合には、次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 代表者を1者選定することとし、代表者と全ての構成員が上記4参加資格要件に示した項目を全て満たす者であること。
- (2) 各構成員が、他の構成員としてまたは単独で本業務に参加していないこと。
- (3) 本業務を受託するに当たっての各構成員の役割を、別添「業務実施体制調書 様式8（参考）」に記載すること。
- (4) 共同事業体に係る協定書を締結していること、または契約締結日までに協定書の締結を予定していること。（協定書または協定書（案）の写しを添付すること。）

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年4月25日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年5月2日（金） |
| (3) 質問回答 | 令和7年5月12日（月） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和7年5月16日（金） |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和7年5月23日（金） |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月30日（金） |
| (7) 審査（プレゼンテーション） | 令和7年6月上旬（予定） |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年6月中旬（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和7年6月中旬（予定） |

※ 現地説明会は行わないが、現地見学の希望があれば申し出ること。（個別に日程調整します）

※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

8 プロポーザルの手続等

(1) 質問受付及び回答

ア 質問方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により、電子メールで提出すること。

※ 電話で受信確認を行うこと。

イ 回答

上記期日までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

別表1のとおり。

イ 提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。

※ 参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を書面で通知する。

※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

別表1のとおり。

イ 提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。

※ 参加資格に適合した者であっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。

なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

9 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 用紙サイズはA4版とすること。

(2) 様式6～様式10は、15分程度で説明できる内容とすること。

(3) 提案枚数に制限は設けないが、可能な限り図・表等を用いて、分かりやすいものとする。

(4) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

10 審査方法等

(1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表2）により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。

(2) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。

(3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所などは別途通知する。

(4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

11 契約の締結

(1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 前金払は委託契約金額の30%以内（ただし、契約相手方から前金の請求があった場合）の範囲で支払うことができるものとする。
ただし、部分払は行わない。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (7) 本調査は、民間資金活用事業調査費補助事業（内閣府）の支援を受け実施するものであり、内閣府へ調査結果の報告を行う。

13 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県 農政部 農産園芸課 花き果樹係
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-3183（直通） FAX：099-286-5595
E-mail：hanakaju@pref.kagoshima.lg.jp

14 関連資料

本業務の関連資料については、県ホームページ等で確認すること。

- (1) フラワーパークかごしまHP
<https://www.fp-k.org>
- (2) 民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査（R6年度実施）
<http://www.pref.kagoshima.jp/ag06/hanakaju/flowerpark.html>
- (3) 鹿児島県公共施設等総合管理計画
<http://www.pref.kagoshima.jp/ab06/kensei/keikaku/bunya/007006/sougoukanri.html>
- (4) 鹿児島県観光振興基本指針（令和7年～令和11年）
<http://www.pref.kagoshima.jp/af08/sangyo-rodo/kanko-tokusan/kanko/houshin/kankoukihonnhoushinn.html>

別表 1 提出書類

要領	提出書類		留意点		提出部数
8(1)	質問票	様式 1	質問事項について、簡潔に記載すること。		1 部
8(2)	参加申込書	様式 2	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。		1 部
	参加資格確認申請書	様式 3	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。		1 部
	事業者概要書	様式 4	主要業務等について、簡潔に記載すること。		1 部
8(3)	企画提案書	様式 5	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。		1 部
	業務実施方針等調書	様式 6 (参考)	実 施 方 針	業務目的などを理解し、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。	10 部
			業務フロー	業務目的の実現に向けた業務の進め方を簡潔に記載すること。	
			工 程 計 画	業務実施についての工程計画と進捗管理の方法を簡潔に記載すること。	
	企画提案内容調書	様式 7 (参考)	提案内容について簡潔に記載すること。		10 部
	業務実施体制調書	様式 8 (参考)	- 配置予定者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格等を記載すること。 - 配置予定者の保有資格者証の写しを添付すること。 - 業務実施体制の特徴を記載すること。		10 部
	配置予定者の経歴調書	様式 9 (参考)			10 部
	業務実績調書	様式 10 (参考)	- 平成 27 年 4 月 1 日以降において、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を 5 件まで記載すること。 - 同種又は類似の業務実績とは、サウンディング型市場調査や官民連携可能性調査または事業者選定支援業務（公共施設等の PPP/PFI 事業（コンセッション方式を含む。）に関する支援業務を元請として完了した実績のこと。		10 部
	見積書及び見積内訳書	様式 任意	- 本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し、記載すること。（積算内訳も明示すること。） - 契約時に再度、見積書の提出を求める。		1 部

※ 様式 6～10 は参考様式であるが、提出書類については、各様式の記載内容を満たすものとする。

※ 様式 6～10 の提出部数の内訳は、正本 1 部、副本 9 部とする。

※ 様式 6～10 はページ番号を通しで付し、A 4 縦、左綴じ（2 穴）で出力（両面印刷可）したものを、各部ごとにクリップ等の留め具（ホチキス不可）で綴じて提出する。

別表 2 審査基準

審査項目		審査内容	配点
企画提案内容	実施方針 業務フロー (様式 6)	業務目的の理解度が高く、業務の基本的な考え方や実現性の高い具体的な進め方が的確に提案されているか。	20 点
	工程計画 (様式 6)	業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっているとともに、具体的に進捗管理に対する提案がされているか。	10 点
	業務内容 (様式 7)	仕様書の内容を踏まえ、調査方法や調査内容が具体的かつ的確で、創意工夫を図るための方針が提案されているか。 (1) 現状把握 (5 点) ・施設の現状や課題を抽出するための具体的な手法の提案がなされているか。 ・利用者ニーズを把握するための手法の提案がされているか。 (2) 民間活力導入検討 (20 点) ・サウンディング調査を効果的に実施するポイントが明確かつ有効性があるか。 ・ヒアリング先などが具体的に提示されているか。(事業者・関係団体など) ・既存施設や余剰地の活用に向けた手法について提案がなされているか。 ・地域経済(観光・農業)の活性化に資する視点が含まれているか。 (3) 大規模改修(リニューアル)の検討 (10 点) ・施設の劣化状況調査の手法について具体的に提示がなされているか。 ・維持管理コストの削減を見据えた提案となっているか。 ・地域経済(観光・農業)の活性化に資する視点が含まれているか。 (4) 事業手法の検討 (5 点) ・導入が想定される PPP/PFI 等の事業手法について提案がなされているか。 ・財政負担の削減が期待できる事業スキームの提案がなされているか。 (5) その他独自提案 (10 点) ・創意工夫のあるアイデアで調査に有効と考えられる提案がなされているか。	50 点
業務遂行能力	実施体制 (様式 8, 9)	業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。鹿児島県の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	10 点
	業務実績 (様式 10)	本業務と同種又は類似の実績を豊富に有しているか。	10 点
合計			100 点

※ 下限の点数の設定

審査会の 5 名の委員が評価した結果の合計点 300 点を下限の点数とする。(満点 500 点)